

1 概要・目的

1.1 経緯

1.1.1 子供の貧困対策に関する大綱について

平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 64 号)が成立し、これを受け、平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。政府では、同大綱に基づき、子供の貧困対策について様々な取組を進め、子供の貧困対策に関する有識者会議(平成 27 年子どもの貧困対策会議会長決定)からは、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたこと等について評価をされた一方、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいなどの指摘がなされた。

そして、令和元年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第 41 号)が成立し、令和元年 11 月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。依然として、我が国の子供の貧困の実態が「見えにくく、捉えづらい」と言われる中、同大綱の基本的な方針として、支援が行き届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進することや、市町村において、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用して、支援を要する子供を広く把握し、効果的な支援につなげていくことなどが盛り込まれた。

子供の貧困対策に関する大綱(令和元年 11 月 27 日閣議決定)(抄)

第 2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 分野横断的な基本方針

(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続が分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られる。

こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めていく。

また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話に追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

(4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に

関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

1.1.2 令和2年度秋の行政事業レビューについて

さらに、令和2年11月に実施された「秋の行政事業レビュー（秋の年次公開検証）」において、「子供の貧困・シングルペアレンツ問題」について議論がなされ、取りまとめとして、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現する必要がある、こうした支援を実現するため、デジタル・データの特性を活かした共通インフラを主導して構築することを検討すべきであることなどが提示された。

令和2年秋の行政事業レビュー（秋の年次公開検証）の取りまとめ

（令和2年11月12日開催）（抄）

子供の貧困・シングルペアレンツ問題

- ・今日までの子供の貧困対策、シングルペアレンツに対する支援に係る関係府省等の取組は、一定の成果があるものとして評価できるが、まだ多くの課題がある。
- ・その上で、今後、更に、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする人の立場に立って、これを起点とした支援策の「ワンストップ化」を実現し、素早く有効な支援を届ける必要がある。そのために、デジタル・データの活用に加え、役所や学校などの現場で直接支援に携わる人（スクールソーシャルワーカーなどの支援員やNPO 法人等）を効果的に活用することが必要である。
- ・また、自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要がある。
- ・今後、国は、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するために、デジタル・データの特性を活かしたデータ・ベースに関わる共通インフラを主導して構築することを検討すべきである。その際には、これまでの子供の貧困対策・シングルペアレンツに対する支援の取組を通じて得た知見を活かし、目指すべき枠組みやアウトカムを明確化すること。また、構築した共通インフラは、将来のモニタリングにも活用するほか、各地方公共団体において工夫することが可能となるような仕組みとするよう留意すること。
- ・こうした「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現するため、具体的には、支援を必要とする人の便益（教育効果を含む。）となることを第一として、各地方公共団体における福祉部局と教育部局の連携強化・一体的体制の構築、個人情報保護条例の改正や運用の見直し等により、情報の一元化や連携を可能とし、支援を必要とする人及びその予備軍の状況を適時・的確に把握することを進めることが重要である。

1.1.3 デジタル庁、内閣官房（こども家庭庁設置法案等準備室）との連携

令和3年11月16日に開催された「デジタル臨時行政調査会（第1回）」において、岸田内閣総理大臣から、「貧困や虐待などから保護を要する子供たちを見守るため、牧島デジタル大臣を中心に、子供たちの生活に関わる、関係機関の様々な情報を集約するデジタル基盤を整備いたします。」との発言がなされた。

こうした動向を踏まえ、市町村や支援機関等が保健福祉や教育等の取組の過程で得られた、個々のこどもに関する情報・データを活用して、こうしたこども・家庭を把握するとともに、能動的な「プッシュ型」「アウトリーチ型」「ワンストップ」の支援が実現されるよう、令和3年11月から、小林デジタル副大臣を主査とし、内閣府・厚生労働省・文部科学省の副大臣を構成員とする「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」（以下「副大臣PT」という。）が開催されている。同副大臣PTにおいては、①市町村や支援機関等が保有するこどもに関する情報・データの内容、各データを保有する機関等の整理と連携の在り方、②先行的に取り組む自治体の状況把握や、自治体を対象とした実証の在り方、③その他のこども・家庭へのデジタル・データを活用した支援の在り方等について検討を行うこととされている。

その後、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～（令和3年12月21日閣議決定）」において、こども家庭庁設立後の主な事務の一つに、以下の記載がなされ、地方自治体による、こどもに関するデータ連携を通じたプッシュ型支援の取組の推進が位置付けられた。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～（令和3年12月21日閣議決定）（抄）

4. こども家庭庁の体制と主な事務

③企画立案・総合調整部門

3) データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

デジタル庁等と連携し、先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に連携・集約するデジタル基盤を整備し、情報を分析し、支援の必要なこどもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進する。その際、個人情報の取扱いにあってはこども本人や家族の権利利益の保護に十分に配慮するとともに、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会のような個人情報の共有が可能な法的枠組みにおいてもそれぞれの運営目的に基づき有効に活用することを検討する。

また、デジタル社会形成基本法等に基づき策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」においても、準公共分野の1つとして新たに「こども」が指定されるとともに、データを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシ

ユ型の支援を届けることで、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決が可能になることなどが記載された。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）（抄）

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

2. 暮らしのデジタル化

（2）準公共分野のデジタル化の推進

④こども

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」は、こどもやその家族が誰一人取り残されないものでなければならない。こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、地方公共団体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係るデータを分野横断的に最大限に活用し、個人情報の保護に配慮しながら、真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。

このため、各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。その上で、当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁での検討も踏まえ、関係府省庁が一体となって検討する。

1.2 貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究について

1.2.1 目的

上述の「子供の貧困対策に関する大綱」や「秋の行政事業レビュー（秋の公開年次検証）」取りまとめ等を踏まえ、令和3年4月から、内閣府では、文部科学省及び厚生労働省と連携しながら、市町村等にある福祉や教育等に係る個別の子供やその親の情報を活用し、

- ・顕在化した貧困状態にとどまらず、潜在的に支援が必要な貧困状態にある子供やその親を広く把握するとともに、
- ・把握した子供やその親に対し、可能な限り早期に、アウトリーチ型（プッシュ型）で、行政に加え、NPO等が運営する地域にある学習支援・居場所を始めとする必要な支援につなげていく

ためのデータ連携・活用（以下「子供を守るためのデータ連携・活用」）の在り方について検討し、将来的に全国の自治体へ展開していくため、調査研究を開始した。

さらに、デジタル庁や内閣官房（こども家庭庁設置法案等準備室）の動き等を受け、貧困のみにとどまらず、困難な状況にある子供を広く把握することにもつながるよう、両省庁とも連携して検討を進めることとした。

こうしたことの前提として、あくまでも、自治体内において子供に関する情報を共有するためのデータ連携を想定しており、国が子供の情報を一元的に管理するデータベースを構築することは考えていない。

1.2.2 実施体制

本調査研究は、EY 新日本有限責任監査法人への委託調査として実施した。また、図表 1-1 及び図表 1-2 のとおり、子供の貧困対策に関する有識者、福祉部局と教育部局における情報の連携など先進的な取組を実施・検討している自治体の担当者、学校長及び関係省庁の担当者を構成員及びオブザーバとする「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた研究会」を設置し、令和 3 年 4 月に第 1 回を開催した後、自治体等の先進的な取組や連携すべきデータ項目等について、全 10 回にわたり議論を重ねて検討を進めた。

★：座長

氏名	所属・役職（研究会参加当時）
★山野 則子	大阪府立大学学長補佐人間社会システム科学研究科教授
末冨 芳	日本大学文理学部教授
笹山 衣理	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局子ども未来戦略室長
大林 義宜	滋賀県教育委員会幼小中教育課 生徒指導・いじめ対策支援室長
西端 千恵	兵庫県神戸市こども家庭局こども未来課長
小菅 康生	兵庫県神戸市教育委員会学校教育部児童生徒課長
込山 浩良	千葉県柏市こども部こども福祉課長
藤崎 英明	千葉県柏市教育委員会児童生徒課長
川本 重樹	大阪府能勢町教育委員会学校教育課参事
大字 弘一郎	全国連合小学校長会会長
三田村 裕 (第 1 回) ⇒宮澤 一則 (第 2 回以降)	全日本中学校長会会長
長塚 篤夫	私立順天学園（中学・高校）校長
片山 達也 (第 2 回まで) ⇒若林 徹 (第 3 回以降)	文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐
石原 珠代	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐

図表 1-1 「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた研究会」構成員一覧

氏名	所属・役職（研究会参加当時）
佐藤 勇輔	内閣官房副長官補室内閣参事官
横田 洋和	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 （戦略企画、準公共総括、教育及び子ども担当）

図表 1-2 「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた研究会」オブザーバー一覧

1.2.3 研究会の議論の経過

本研究会では、まず先行的な取組である箕面市「子ども成長見守りシステム^{*1}」と大阪府立大学山野則子研究室「学校版スクリーニング（YOSS）^{*2}」についてヒアリングを行い、また、東京都立大学阿部彩教授の子供の貧困に関するデータ等についての研究やオーストラリア ニューサウスウェールズ州の“Child Intelligence Platform^{*3}”についてもヒアリングを行った。これらを踏まえて、自治体のデータ保有状況等を把握するためのアンケート調査を行うとともに、データ連携・活用の対象範囲や項目等についての議論を行った。その後、デジタル庁や内閣官房（子ども家庭庁設置法案等準備室）の動き等を受け、中間的な取りまとめに向けた議論を行うとともに、自治体事例のヒアリングを追加的に実施した。具体的な議論の経過を図表 1-3 で示す。

回次・開催日	議題
第 1 回（4 月 26 日）	検討事項・スケジュール案の提示 目的・フォーマットについて議論、その他について意見交換
第 2 回（5 月 26 日）	自治体等の先行的な取組についてプレゼンテーション・質疑 ・箕面市「子ども成長見守りシステム」 ・山野則子教授「学校版スクリーニング（YOSS）」
第 3 回（7 月 9 日）	自治体等の先行的な取組についてプレゼンテーション・質疑 ・阿部彩教授より子供の貧困に関するデータ等についてのプレゼンテーション ・オーストラリア ニューサウスウェールズ州 “Child Intelligence Platform”
第 4 回（7 月 15 日）	全国の自治体に対する調査票案について議論・決定
第 5 回（8 月 30 日）	データ連携すべき項目等について議論 ・データ連携の対象となる「子供」の範囲 ・家庭の経済状況に関する項目
第 6 回（9 月 27 日）	データ連携すべき項目等について議論 ・教育・生活状況に関する項目
第 7 回（11 月 29 日）	直近の動きについて これまでの議論について（含：全国の自治体に対する調査結果について）
第 8 回（12 月 16 日）	中間とりまとめ案について
第 9 回（1 月 24 日）	子どもに関する情報・データ連携 副大臣 PT について 自治体等の先行的な取組についてプレゼンテーション・質疑 ・広島県「子供の予防的支援構築事業」 ・戸田市「DB 活用によるハイリスク家庭のアウトリーチ支援」
第 10 回（3 月 7 日）	報告書案について

図表 1-3 「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた研究会」開催状況

※1 箕面市「子ども成長見守りシステム」とは、箕面市子ども子育てグループにて運用している、市役所内の各部署が把握している子供の情報を集積し、定期的に見守り対象者を判定し、早期に必要な支援を行うためのシステムである（詳細な活用事例は「2.1.1 箕面市の取組」にて記載）。

※2 「学校版スクリーニング（YOSS）」とは、子供の最善の利益のために、全ての子供を対象として、データに基づいて潜在的に支援が必要な子供や家庭を適切な支援につなぐための迅速な識別である。1人で単に子供の実態をチェックすることではなく、チェックしたデータに基づき複数人による議論から実行可能な暫定的な方向性を決定することまで含む。入力されたデータ（実態）、学年会議などの議論（発見）、それに基づく決定（支援）、この3つのことをセットしたシステムであり、結果がシステムに反映、蓄積される。このシステムをさらにスムーズに行えるようAI判定を導入したYOSSに発展している。令和3年度は全国約20自治体において導入されている（詳細な活用事例は「2.1.2 柏市の取組」にて記載）。

※3 “Child Intelligence Platform”（以下「CIP」という。）とは、オーストラリアニューサウスウェールズ州（以下「NSW州」という。）で運用されている、児童虐待から子供を保護するための情報共有システムである。子供に関するサービスを実施する公的機関に加え、警察、裁判所、病院、民間機関等を含め、子供や青少年の保護に関わる組織間で、通報等があった子供に関して必要な情報共有を行い、子供の全体像を把握するためのプラットフォームであり、子供の安全、福祉やウェルビーイングに関する必要な情報を集約し、可視化し、子供の危険予測を行う機能を持つ。

1.3 本報告書の位置付け

本研究会で検討してきた子供を守るためのデータ連携・活用については、令和4年度においては、デジタル庁が中心となり、関係省庁と連携の上、引き続き検討を進める。具体的には、前述の副大臣PTにおいて関係省庁が連携して、令和4年5～6月に論点整理を行うとともに、①調査研究を通じたデータ項目等の検証及び②地方自治体におけるデータ連携の実証事業を通じたデータ連携を実現するシステムや体制の在り方等の検証を実施する。その後は、令和5年度に創設を目指しているこども家庭庁の下で、地方自治体による子供を守るためのデータ連携・活用の取組が推進されることとされている。

こうした状況を踏まえ、子供の貧困対策に関する有識者、福祉部局と教育部局における情報の連携など先進的な取組を実施・検討している地方自治体の担当者、学校長等の意見を、今後の検討に活用し反映するために、本研究会の議論を整理して、本報告書を取りまとめた。